

## 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る 傷病手当金制度の創設について

### 1 経緯

傷病手当金は、被保険者が療養のために労務に服することができなかった場合に支給されるものであり、健康保険等の被用者保険においては法定の給付となっている。

一方、国民健康保険制度では、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、保険者が任意に条例等で定めることで支給できるとされている。

現在、国内で新型コロナウイルスの感染症が拡大しており、更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備することが重要である。

そのため、今般、国内の感染拡大防止の観点から、国が国民健康保険を運営する区市町村に傷病手当金制度の創設を促すとともに、国の緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援（全額国費）を行うこととしたことを受けて、条例に規定して傷病手当金を支給する。

### 2 傷病手当金制度の概要

#### (1) 対象者

給与等の支払いを受けている目黒区国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

#### (2) 支給対象となる日数

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について支給

#### (3) 支給額

1日当たりの給与額（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）× $2/3$ ×日数（支給対象となる日数）

#### (4) 適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヵ月まで）

### 3 今後の予定

令和2年5月中旬 ～下旬	目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会諮問・答申 (書面開催)
6月	令和2年第2回区議会定例会に条例案提出
7月	条例公布（予定）

以 上